

宮古島市公告第51号

公 告

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮古島市に意見書を提出することができる。

令和3年12月8日

宮古島市
上記代表者

宮古島市長 座喜味 一幸



一、都市計画案の種類

宮古都市計画用途地域の変更

(用途地域境界見直し地区9地区・平良港埋立地区)

二、都市計画を変更する土地の区域

宮古島市平良字西里西里、平良字西仲宗根真玉、平良字下里南方、
平良字下里西里、平良字下里南原、平良字下里腰原、平良字下里東大原、
平良字久貝南原

三、都市計画の案の縦覧場所

宮古島市 建設部 都市計画課 都市企画係 (宮古島市役所3階)

四、縦覧期間

令和3年12月8日(水)～令和3年12月22日(水)まで